

# 他の自動車の適用除外要件および 賠償責任保険における受益者

ソニー損害保険株式会社 井上 謙介

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、 日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

高松地裁丸亀支部平成30年12月19日判決(控訴中) 平成27年(ワ)第67号 損害賠償請求(本訴)事件 平成28年(ワ)第43号 損害賠償請求反訴事件 金融・商事判例1565号38頁

### 1. 本件の争点

本訴事件は、自動車事故により死亡をしたAの相続人である原告ら(X1、X2、X3)が、加害軽四輪乗用車(以下「本件事故車両」)を運転していたY1を不法行為者、自動車検査証の「所有者」および「使用者」であるY2を運行供用者として、民法709条ないしは自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」)3条に基づき損害賠償を求めるほか、Y1に対する請求を認容する判決の確定を条件に、Y1が、本件事故車両とは別に、その所有する車両を契約自動車として自動車保険を締結していたY3保険会社に対し、他車運転危険補償特約(以下「本件特約」)に基づき、保険金および遅延損害金の支払を求めた事案である。

反訴事件は、本件特約の適用除外事由があると主張するY3保険会社が、それまでに支払った保険金につき、亡Aに対する支払いについては民法703条に基づき、亡Aが入院した医療機関および利用したタクシー会社(以下「医療機関等」)に対する支払いについては同法707条2項の類推適用ないし同法500条の適用または類推適用により、それぞれ不当利得返還請求権と求償権を取得したとして、亡Aの相続人であるXらに対し、各自の相続分に応じた以上の支払額および遅延損害金の支払いを求めた事案である。

本件の争点は、①亡Aの損害額、②本件特約の適

用除外要件の該当性、③Y3保険会社が亡Aに支払った金銭についての請求権の有無、④Y3保険会社が医療機関等に支払った金銭の請求権の有無である。本稿では、①は割愛し、②③④について検討する。

## 2. 事実の概要

# (1) 当事者ないし関係者

Xら(原告・反訴被告)は、本件事故で死亡した 訴外Aの相続人であって、X1は亡Aの妻、X2お よびX3はいずれも亡Aの子である。

Y1(被告・原告ら補助参加人・反訴被告ら補助参加人)は、本件事故を引き起こした本件事故車両の運転者である。Y2(被告・反訴被告ら補助参加人)は、Y1の妹で、自動車検査証に本件事故車両の所有者および使用者と記載されているが、実際はY1が所有ないし使用する車両ではないかと、所有者ないし使用者を巡っては争いがある。

Y3保険会社(被告・反訴原告)は、Y1との間で、Y1が本件事故車両とは別に所有するセルシオ(以下「件外車両」)を契約自動車として自動車保険を締結する損害保険会社であり、同契約には「本件特約」が付されていたため、本件事故車両が同特約にいう「他の自動車」に該当するときは、Y1が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金の支払義務を負う関係にある。

その他、亡Aとの間で、自動車保険契約を締結していたZ保険会社(被告Y1補助参加人・反訴被告ら補助参加人)が、本件事故車両につき、本件特約の適用が無い場合、当該契約に付された無保険車傷

害特約が適用され得る関係にあり、補助参加している。

### (2) 保険契約の内容

Y1は、本件事故当時、Y3保険会社との間で、 件外車両を契約自動車とする自動車保険契約を締結 していたが、同契約には、Y1が、件外車両以外の 「他の自動車」を自ら運転者として運転中に生じた 事故についても、当該「他の自動車」を契約自動車 とみなして、本件保険契約の条件に従い、普通保険 約款賠償責任条項を適用する旨の本件特約が付され ていた。

ただし、本件特約にいう「他の自動車」は、用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家 用軽四輪乗用車(中略)である自動車で、(ア)契約 自動車、(イ)記名被保険者(中略)が所有する自動 車、(ウ)記名被保険者(中略)が常時使用する自動 車に該当しない自動車を対象としている。

### (3) 本件事故の発生

本件事故は、平成24年6月23日午前3時37分頃、信号機による交通整理が行われていない交差点において、Y1が本件事故車両を運転して同交差点を直進した際、横断歩道上を横断していた亡Aに本件事故車両の右前部を衝突させ、亡Aが路上に転倒した事故である。

亡Aは、本件事故により、外傷性くも膜下出血、外傷性脳内出血、脳挫傷、多発肋骨骨折、肺挫傷および外傷性血気胸の傷害を負い、複数の医療機関へ入院した後、平成26年6月9日に死亡した。また、同年12月12日、死亡の時点で「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの」として自賠法施行令別表第1の後遺障害等級第1級1号に該当するものと認定を受けている。

### (4) Y3保険会社による支払い

Y 3 保険会社は、亡Aが入院した医療機関に対し合計1,231万1,122円を、亡Aが利用したタクシー会社に対し合計1万7,360円を支払っているほか、亡Aに対し合計1,175万6,376円を支払っている。

# 3. 判旨(本訴一部認容、反訴棄却(控訴))

- (1) 本件特約の適用除外要件の該当性について
  - ① 「本件事故車両については、自動車検査証に

おいて使用者及び所有者として登録されている のは被告Y2であるところ、公的機関が作成し た文書である自動車検査証は、当該自動車が国 が定めた保安基準に適合することを証明する部 分については、高い証明力を有するとともに、 移転登録手続の結果が反映された使用者及び所 有者欄についても、一定の証明力を有している。 もっとも、何らかの理由によって実質的な所有 者とは異なる人物を自動車検査証上の所有者と して登録することがあり得ないとはいえない。 したがって、本件特約の適用除外要件の該当性 (本件事故車両の所有者及び常時使用者) を判 断するに当たっては、自動車検査証上の所有者 が誰であるかだけではなく、本件事故車両の購 入の経緯や使用状況、同車両の経済的価値、関 係者の認識、自動車検査証上の所有者と実質的 な所有者との関係等についても参照しつつ、こ れらを総合考慮して、本件事故車両が被告 Y 1 の所有又は常時使用する自動車と認められるか を検討するのが相当である」

- ② 「本件事故車両の購入の申込みをし、売主に 代金を支払い、本件事故車両の引渡しを受け、 移転登録手続を行ったのは、いずれも被告Y1 である」「さらに、本件事故後は、被告Y1が本 件事故車両を自宅又はその付近に駐車して保管 し、その後、本件事故車両を処分した」
- ③ 「被告Y2は、自動車検査証上の使用者及び 所有者として登録されているものの、購入後使 用に供するに先立ち、本件事故車両について自 動車保険には加入していなかった。また、購入 すれば直ちに保管場所が必要になるが、あらか じめ駐車場の賃貸借契約を締結したり、購入の タイミングを調整したりした事実もうかがえな い。さらに、被告Y2が、本件事故車両のヘッ ドレストの有無等の内装やドアの鍵の種別等特 徴的な部分についても記憶していないことから すれば、被告Y2が本件事故車両に乗車したこ とはほとんどなかったと認められる。被告保険 会社に対する回答内容に照らすと、被告Y2が 本件事故車両の処分に関与し、又はその売却代 金を受領したという形跡もない」
- ④ 「被告Y1は、本件事故に係る刑事手続において、本件事故直後の逮捕時から公判まで一貫して、自動車検査証上の名義にかかわらず、自

分が本件事故車両の実質的な所有者であるこ と、購入以来本件事故車両を足として使用して いることを供述している。本件事故車両が被告 Y1の所有であるかどうかは刑事事件における 量刑に格別影響を及ぼす事実とはいえず、被告 Y1が刑事手続において本件事故車両の所有者 についてあえて事実と異なる供述をする理由は 見いだし難い上、上述した本件事故車両の所有 関係について同人の認識を率直に述べたものと 解するのが相当である」

「以上のとおり、本件事故車両の自動車検査 証上の使用者及び所有者としては被告 Y 2 が登 録されているものの、その購入、管理及び処分 はいずれも被告Y1が行っており、被告Y2の 本件事故車両への関与は被告Y1に比べるとご く限られたものに止まっており、被告Y1とし ても自身が本件事故車両の所有者と認識してい たことが認められる。そうすると、本件事故車 両の所有者は被告Y1であり、本件特約の適用 除外事由があると認められる」

# (2) Y3保険会社が亡Aに支払った金銭についての 請求権の有無

- ① 「上記支払は、本件事故を起こした被告Y1 が被告保険会社に本件事故を申告して本件特約 に基づく保険金の支払を求め、これに応じて被 告保険会社が亡Aに支払をしたものである。保 険金の請求権者が被告Y1であり、被告保険会 社は本来的には被告Y1が法律上の損害賠償責 任を負担することによって被る損害を填補する という法律関係にあることに照らすと、被告保 険会社による亡Aへの支払は、被告Y1による 亡Aに対する損害賠償債務の履行として、保険 契約者である被告Y1の指示により被告保険会 社が行ったというべきである」
- ② 「そうすると、被告保険会社の支払は、自己 の名による弁済とはいえず、被告保険会社によ る第三者弁済には該当しない。上記支払は、亡 Aが本件事故の損害賠償として被告Y1から弁 済を受けたものというべきであるから、法律上 の原因がないとはいえず、被告保険会社が原告 らに対して不当利得返還請求をすることはでき
- ③ 「被告保険会社は、民法707条1項の類推適用

(反対解釈) を主張するが、同項は他人の債務 を自己の債務と誤信し、自己の名において弁済 した場合について規定するものである。したが って、被告保険会社が自己の名において弁済し たとはいえない本件においては、同項を類推適 用する余地はなく、被告保険会社の主張は採用 することができない」

- ④ 「なお、被告保険会社は、被告保険会社が示 談代行制度に基づいて亡Aに支払を行ったこと を挙げるが、同制度に基づいていたか否かによ って前記の結論が左右されるとは解されない」
- ⑤ 「したがって、被告保険会社は、被告保険会 社が亡Aに支払った金銭について、原告らに返 還を求めることはできない」

# (3) Y3保険会社が医療機関等に支払った金銭につ いての請求権の有無

- ① 「上記支払は、本件事故を起こした被告Y1 が被告保険会社に本件事故を申告して保険金の 支払を求め、これに応じて被告保険会社が医療 機関等に支払をしたものであり、被告保険会社 による医療機関等への支払は、被告Y1による 亡Aに対する損害賠償債務の履行として、保険 契約者である被告Y1の指示により被告保険会 社が行ったというべきである」
- ② 「そうすると、被告保険会社の支払は、自己 の名による弁済とはいえず、被告保険会社によ る第三者弁済には該当しないから、民法500条を 適用又は類推適用する余地はない」
- ③ 「被告保険会社は民法707条2項の類推適用も 主張するが、被告保険会社が自己の名において 弁済したものとはいえない本件において同条を 類推適用する余地がないことは前記3(2)で述べ たのと同様であり、被告保険会社の主張を採用 することはできない」
- ④ 「被告保険会社は、被告保険会社が示談代行 制度に基づいて医療機関等に支払を行ったこと を挙げるが、前記3の亡Aに対する支払と同様 に、同制度に基づいていたか否かによって前記 の結論が左右されるとは解されない」
- ⑤ 「したがって、被告保険会社は、被告保険会 社が医療機関等に支払った金銭について、原告 らに対し求償することはできない」

# 4. 評釈(判旨に賛成)

### (1) はじめに

本判決は、本件事故の被害者である亡Aの損害額のほか、本件事故車両が、本件特約の適用対象となる「他の自動車」から除外される「常時使用(ないしは所有)する自動車」に該当するか否か、本件特約が適用除外となった場合、適用されることを前提に保険会社より事故の相手方に支払われていた賠償責任保険の保険金が不当利得に該当するか否かが争われた事案である。

本件特約の適用除外要件の該当性に関しては、専ら事実認定の問題であるが、他の自動車の適用除外要件、とくに常時使用をめぐっては、その解釈や基準が明確ではないことに加え、客観的な証拠が限られる場合が多いことから紛争が絶えず、本判決で示された判断は実務の参考になると思われる。また、不当利得に関しても、保険金を請求したのはY1であることを考えれば、当然の帰結のように解されなくもないが、法律問題と捉える余地はあると思われる。そこで、これら2点、本件特約の適用除外要件の該当性および不当利得返還請求の可否について、それぞれ本判決の判示内容の検討を行うこととする。

### (2) 本件特約の適用除外要件の該当性

### ① 本件特約の適用除外要件

本件特約は、記名被保険者等が、被保険自動車 以外の自動車を臨時で運転するときにも、特定担 保種目を拡張して適用し、これらの者の利便を図 るとともに自動車事故被害者の救済を図ってい る。

もっとも、自動車保険の保険料は、所有車1台を1年間使用する間のリスクを計算して保険料が決められるため、2台の自動車を常時自由に乗り回していながら1台だけ保険に加入して他の自動車については本件特約で賄うものとするならば自動車保険制度が崩れてしまうため、他の自動車の範囲には、用途車種のほか、記名被保険者等が所有する自動車、および常時使用する自動車は除くといった制限が加えられ、本件特約の適用が不当に拡大されないようになっている<sup>11</sup>。

# ② 「常時使用」について判断した裁判例 「常時使用」について判断した裁判例の基準は

2つに大別されていた。

1つは、本件特約の趣旨は、被保険者がたまたま被保険自動車に代えて一時的に他の自動車を運転した場合、その使用が被保険自動車の使用と同一視し得るようなもので、事故発生の危険性が被保険自動車について想定された危険性の範囲内にとざまるものと評価される限度で、他の自動車の使用による危険をも担保しようとするものであるとして、「常時使用」に当たるか否かは、当該他車について許容された使用上の裁量の程度、使用目的、使用期間及び使用頻度・回数等の事情を総合的に勘案して判断する考え方<sup>2)</sup>である。

もう1つは、保険約款には多数の顧客に対する 均質な処理が求められるところ、「常時使用」の要件を、被保険自動車について予定された危険性の 範囲内にとどまるか否かを判断する基準として位 置付けると予測可能性を害するとして、本件特約 の規程の構造において、「常時使用」の要件が「所 有」の要件に引き続き、但書として規定されてい る³) ことから、それは「所有」の要件と同様の趣 旨に基づいて設定されたものと解する考え方⁴)で ある⁵)。

後者の基準により、所有という概念を本件特約 に当てはめた場合、その適用範囲があまりに広く なりすぎる危険があり、妥当ではないという批判 もある<sup>6)</sup>。

前者の基準においても、具体的事案における当てはめにおいて必ずしも明確ではない<sup>7)</sup>といった問題があるが、近年の高裁判決<sup>8)</sup>においては、基本的にこの基準を取りながら、包括的な使用許可の有無や、予測される危険の範囲を逸脱したかという新たな判断基準が示されている。とくに、「予測される危険の範囲」というメルクマールは、本件特約の趣旨に合致した判断基準といえる<sup>9)</sup>。

### ③ 小括

本件は、「本件事故車両の購入の経緯や使用状況、同車両の経済的価値、関係者の認識、自動車検査証上の所有者と実質的な所有者との関係等についても参照しつつ、これらを総合考慮して、本件事故車両が被告Y1の所有又は常時使用する自動車と認められるかを検討するのが相当」としたうえで、「本件事故車両の所有者は被告Y1であり、本件特約の適用除外事由がある」と判示した。

本件が、Y1およびY2が主張するとおり件外車両が不調であったための一時的な使用や、Y2の依頼により代理で購入し引渡しまでの数日間試運転をしていた等であれば格別、本件はY2の申告に変遷があり、購入の経緯や購入後も含めY2の関与はごくわずかであること、刑事手続きにおいて事故直後から一貫してY1自身が実質的な所有者であり足として使用していたと供述していること等認定された事実からすれば、Y1が実質所有ないしは常時使用していたと解することに異を唱える余地はなく、本件特約の適用除外とすることは妥当と考える。

### (3) Y2の運行供用者責任

本件では、Y2の運行供用者責任を認めているが、 結果的に、Y1を本件事故車両の所有者と認定し、 Y2においては本件事故車両に乗車したことはほと んどなかったと認めていることからすれば、Y2の 運行供用者性に疑問を挟む余地もあるため、若干の 検討を加える。

この点については、裁判上の自白が成立しているというのが認定判断である。事故車両の運行供用者性については、その概念が規範化ないし抽象化しており、権利(義務)の自白ではなく、事実の自白として捉えるべき問題と考えるが、Y2自身が本件事故車両を、実質的に所有し、息子のサッカーの送迎に使用していたと積極的に主張していることからすれば、Y2の運行利益ないし運行支配を否定する理由はなく、自白が成立しているとして、Y2の運行供用者性を認めた判示は妥当と考える。

なお、最判平成30年12月17日民集72巻6号1112頁は、要旨、「YがAからの名義貸与の依頼を承諾して自動車の名義上の所有者兼使用者となり、Aが上記の承諾の下で所有していた上記自動車を運転して事故を起こした場合において、Aは、当時、生活保護を受けており、自己の名義で上記自動車を所有すると生活保護を受けることができなくなるおそれがあると考え、上記自動車を購入する際に、弟であるYに名義貸与を依頼したなど判示の事情の下では、Yは、上記自動車の運行について、自賠法3条にいう運行供用者に当たる。」と判示し、名義貸与者の運行供用者性を肯定している。本件は、Y2の名義貸与が無ければY1の本件事故車両の所有及び使用が事実上困難であった等の事情は認められないが、特に

拒否できない事情もうかがわれない中、名義貸与の 依頼を承諾している点においては共通している。

### (4) 不当利得返還請求の可否

### ① 不当利得の一般的要件

不当利得は、何らかの利益をえた者に、その利得を保有させる正当の理由がない場合に、それと 因果関係をもって損失をこうむった者に対して、 その利得の償還を命ずる制度であり<sup>10</sup>、以下4点が一般的要件となる。

- 1)他人の財産または労務によって利益を受ける者(受益者)がいること
- 2) 利得によって他人に損失を及ぼすこと
- 3) 利得と損失との間に因果関係があること
- 4) 利得が「法律上ノ原因ナク」なされたこと本件では、本件特約の適用が否定された以上、 Y3保険会社に支払義務は存在せず、Y3保険会社の支払った保険金が、Y3保険会社の損失となっていることは明らかである。したがって、その支払いによって、法律上の原因なく利得を得たの(受益者)は、本件事故の被害者としてY3保険会社から直接または間接にその支払いを受けた亡Aなのか、本件事故の加害者としてY3保険会社に被害者に対するその支払いを求めたY1であるのかの問題といえる。

### ② 賠償責任保険の意義

賠償責任保険をはじめとする責任保険契約とは、「損害保険契約のうち、被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するものをいう」(保険法17条2項)と定義される。したがって、少なくとも損害賠償請求権者による直接請求権に基づく請求の場合を除き、保険金請求権を行使し得るのは、あくまでも被保険者である<sup>11)</sup>。また、その被保険利益は、不法行為や債務不履行によって被保険者が法的な債務を負担し、それによって被保険者の財産状態がマイナスに向かって大きく変動しないように備えること<sup>12)</sup>であるといえる。

本件も、Y1がY3保険会社に本件事故を申告 して本件特約に基づく保険金の支払を求め、これ に応じてY3保険会社が支払をしたものである。

なお、保険法22条2項では、「被保険者は、前項 の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした 金額又は当該損害賠償請求権を有する者の承諾があった金額の限度においてのみ、保険者に対して保険給付を請求する権利を行使することができる」と規定され、被保険者の保険請求が制限されているが、この規定の趣旨は、被害者が保険給付から弁済を受けられるようにすることであり、この規定があるからといって、被保険者の支払指図に基づいて保険者から被害者に対して直接支払を行うことは否定されない<sup>15)</sup>。

#### ③ 示談代行制度

Y3保険会社は、亡A及び医療機関等に対する 支払について、示談代行制度に基づいて行ったも のであることを理由に、事実上のものではなく法 律上の利害関係に基づいてされたものであると主 張している。

保険会社の示談代行制度は、昭和49年3月に発売された家庭用自動車保険(FAP)で初めて導入されたものであるが、示談承認権を有する保険会社が被保険者の代理人として被害者と直接交渉して早期に事故を解決することにより、単に被保険者の負担を軽減するだけでなく、被害者に対する損害賠償の履行を確保できるようにしたのが、この制度であり、自動車の保有台数の増加とともに不可避的に発生する交通事故に関し、社会全体の紛争処理費用を低減化する観点からも、きわめて有意義な制度であるといえる<sup>14</sup>。

示談代行する旨は、多くの約款において、(当会社による解決)として規定されているが、そこでは、「被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続を行う」とされている。被保険者の同意を必要とするのは、保険会社が示談代行を行うにあたって被保険者の意思を十分尊重し、被保険者の協力を得るためである<sup>15</sup>。また、被保険者のために示談代行するとされているのは、保険会社が被保険者の代理人として法律行為を行い、その効果が直接被保険者(本人)に帰属する(民法99条1項)ことを表している<sup>16</sup>。

また、示談代行制度の導入にあたっては、弁護士法72条(いわゆる非弁行為)に抵触するのではないかという点が問題視されていたことから、被害者に直接請求権を認め、被保険者の損害賠償債務を、保険金額の範囲内においては、同時に保険

会社の債務とすることで、被害者との示談交渉を保険会社自身の業務として行うことができるようにした経緯がある<sup>17</sup>。損害賠償請求権者の直接請求権により、保険会社が被害者から損害賠償額の支払いの請求を受けた場合も、保険会社は示談代行を行うが、この場合、保険会社は、被害者からの直接請求の相手方であるとともに、被保険者の代理人でもあるという2つの面をあわせ持つことになる<sup>18</sup>。

#### ④ 第三者弁済と非債弁済

Y3保険会社は、「亡Aを債権者、本件保険契約の契約者である被告Y1を債務者とする第三者弁済である」としつつ、「Y1の虚偽の申告により本件特約の適用がある旨を誤信して第三者弁済を行った」ことを理由に、「民法707条1項の類推適用により弁済は無効である」と主張している。

第三者による弁済の場合、弁済者-給付受領者 の間には不当利得関係は発生せず、三当事者間の 利害調整は弁済者の代位(499条、500条)の規定 によって、弁済者-債務者間で行われる<sup>19)</sup>。債務 者の承諾がない等の事情によって、代位の要件が みたされないことがある<sup>20)</sup>が、この場合には、債 務を免れた債務者に対し、弁済をした第三者は不 当利得の返還を請求できる。第三者による弁済は、 三当事者間における財貨移転を基礎づける法律関 係として、給付関係(474条により第三者がした弁 済は有効)、対価関係(その効果としての債権の消 滅)ともいうべき法律関係は存在するが、補償関 係に対応する法律関係は存在しない。したがって、 第三者による弁済の事例ではこの部分における法 律関係の欠落が「法律上の原因なく」とされて、 その関係当事者(債務者と弁済をした第三者)間 において不当利得関係が発生する20。

Y3保険会社が類推適用を主張する707条は、第三者による弁済ではなく、他人の債務の弁済であることを知らず、自己の債務であると誤信して弁済をする場合、すなわち非債弁済について規定したものである。この場合、給付はあっても、それを基礎づける債権関係が給付者一受領者間に存在しないため、一般原則(703条)によれば不当利得返還請求が発生する<sup>22)</sup>。ただ、債務者もその者の弁済を有効と信じたため、証書を毀滅したり、担保を放棄したり、あるいは時効によって債権を喪

失したような場合には、債権者は原債権を失うかあるいは債権行使に著しい困難をきたすことになる。このため、707条によって、弁済者-給付受領者間に一般原則による不当利得返還請求権は発生しないとしたうえで、利害の調整は、弁済者-債務者間の求償権-不当利得返還請求権にゆだねた<sup>23)</sup>ものである。

### ⑤ 小括

以上のとおり、賠償責任保険は被保険者が損害 賠償の責任を負うことによって生ずることのある 損害をてん補するものであり、保険金請求権者は 原則被保険者である。本件も、損害賠償請求権者 による直接請求権の行使ではなく、被保険者であ るY1からの保険金請求及びその指図によって、 Y3保険会社から亡Aに保険金が支払われたもの である。また、保険会社による示談代行は、被保 険者の同意を得て、被保険者のために行われるも のであり、その効果は被保険者本人に帰属する。

Y3保険会社による亡Aへの支払は、Y1による亡Aに対する損害賠償債務の履行として行われたものといえ、法律上の原因なく利得を得たのは、本件事故によって被った損害が補填された亡Aではなく、保険金の支払いを受けられない場合であったのに、誤って支払われた保険金によって、同額の亡Aに対する損害賠償の必要がなくなったY1である。よって、亡Aの受領には法律上の原因があり、不当利得返還請求をすることはできないとした判示の内容は妥当と考える。

# (5) 医療機関等への支払い

Y3保険会社は、医療機関等への支払について、 医療機関等を債権者、亡Aを債務者とする債務に対 する第三者弁済であると主張しているが、これらの 支払も、亡Aに対する支払と同様と判示された。

この支払は、一般的に一括払いと呼ばれるものであるが、その性質について、東京地判平成23年5月31日は「任意保険会社が医療機関に対して一括払いを行ったとしても、通常、保険会社が被害者らの便宜のため、加害者の損害賠償額の確定前に、その範囲内で、治療費を自賠責分を併せて一括して立て替えて支払うものにすぎないのであって、その際に、任意保険会社と医療機関との間で協議が行われたとしても、立替払いを円滑に進めるための手段にすぎ

ず、任意保険会社が被害者と併存的に債務を引き受ける合意をしたものとまで解することはできない」 と判示している。

本件も、Y3保険会社が併存的に債務を引き受けたと認める事情もなく、第三者弁済には該当せず、 亡Aに対する支払と同様とした判示の内容は妥当である。

#### (6) おわりに

本件は、特に不当利得返還請求に係る論点において、広く定着している保険会社による賠償責任保険の示談代行に基づく支払について、その性質を改めて検討する契機となる判決である。

なお、本件では、保険金を請求したY1ではなく、 亡Aの相続人であるXらに対する不当利得返還請求 のため棄却されたが、保険会社が支払った保険金が 過大だった場合(支払責任が無い場合を含む)、故 意・過失がある場合は当然のこと、仮に不当利得者 である保険金請求権者に故意・過失のない、善意無 過失であったとしても、保険会社は不当利得として 過大支払額の返還を請求することができる(ただし、 その場合はいわゆる「現存利益」に限られる)<sup>24</sup>。

保険会社による不当利得返還請求は決して望ましいものではなく、係る事態が生じないよう、保険会社は、迅速な保険金支払に留意しつつも、適切な損害調査と保険金支払に努めなければならないことは言うまでもない。一方で、別居の親族が所有する車両を臨時に運転する事例は、実務においても頻繁に発生し、本件特約の射程とするところであるが、貸借の当事者双方から常時使用ではないと申告があり、車検証上の名義も別居親族となっている場合、より詳細な実態調査と、迅速な契約者・被害者保護を両立させることは容易ではないという悩ましさもある。

以上

<sup>1)</sup> 鴻常夫編・注釈自動車保険約款(下)206頁以下〔西島梅治〕(1995年・有斐閣)、甘利公人「他車運転危険担保特約における他車の意義」損害保険研究65巻3・4号279頁以下(2004年)、梅村悠・共済と保険2018年5月号28頁参照。

<sup>2)</sup> 函館地判平成1年7月12日判時1325号133頁、東京地判平成3年1月18日交民24巻1号56頁、大阪地判平成10年1月27日交民31巻1号87頁。

# 

- 3) 損害保険料率算出機構の自動車保険標準約款では常時使用する自動車は但し書とされているが、本件の保険契約は、2(2)に抜粋のとおり、(イ)所有する自動車と(ウ)常時使用する自動車は別建で並列となっている。また、多くの保険会社の約款においても、現在では「所有する自動車または常時使用する自動車」等、但し書ではなく並列に記載されている。
- **4)** 東京地判平成11年2月9日判時1684号104頁、東京地判平成12年11月6日交民33巻6号1812頁。
- 5) 梅村・前掲28頁。
- 6) 甘利・前掲302頁。
- 7) 甘利・前掲307頁。
- 8)「包括的な使用許可の有無」を判断基準としたものとして、東京高判平成13年4月10日判時1761号79頁、東京高判平成31年3月14日自動車保険ジャーナル2050号163頁が、「予測される危険の範囲を逸脱したか」を判断基準としたものとして、名古屋高判平成15年5月15日自動車保険ジャーナル1496号2頁、福岡高判平成19年1月25日判夕1239号。
- 9) 甘利・前掲307頁、梅村・前掲30-31頁。
- 10) 我妻榮=有泉亨・民法 2 債権法 (第三版全訂) 388頁 (1977 年・一粒社)。
- 11) 横田尚昌「賠償責任保険における直接請求権」保険学雑誌607号59頁(2009年)。

- 12) 甘利公人=福田弥夫=遠山聡・ポイントレクチャー保険 法(第2版)49頁(2017年・有斐閣)。
- 13) 萩本修・一問一答保険法136頁 (2009年・商事法務) 参照。
- 14) 鴻常夫編・注釈自動車保険約款(上)105頁〔庄司裕幸〕 (1995年・有斐閣)。
- 15) 鴻・前掲107頁。
- 16) 鴻・前掲108頁。
- 17) 鴻・前掲112頁以下、「自動車保険の解説」編集委員会・ 自動車保険の解説2017 16頁以下(2017年・保険毎日新聞 社)参照。
- 18) 鴻・前掲104頁、「自動車保険の解説」編集委員会・前掲51頁、参照。
- 19) 加藤雅信・新民法大系 V 事務管理・不当利得・不法行為 (第 2 版) 95頁 (2002年・有斐閣)。
- **20)** 2020年4月1日から施行される改正民法では、債権者の 承諾は不要とされている。
- 21) 加藤・前掲51-52頁。
- 22) 加藤·前掲93頁。
- 23) 加藤・前掲96頁。
- 24) 吉澤卓哉=安田和弘=宮根宏一・保険実務におけるトラブル対応の理論と実践182頁(2018年・保険毎日新聞社)参照。

# <最近掲載の「保険法・判例研究」のご案内>

- ○弁護士賠責の免責条項における「予見しながら行った行為」の意義(2020年4月)
- ○重複加入による重大事由解除(2020年1・2月)
- ○任意自動車保険の車両損害保険条項に基づき保険金を支払った保険会社の代位取得の範囲 (2019年12月)
- ○自動車保険賠償責任条項における「故意免責」の対象(2019年11月)
- ○保険会社が代位取得した損害賠償請求権に基づく請求と弁護士費用(2019年10月)
- ○免責事由「重過失」該当性と約款の変更合意の成否(2019年9月)
- ○遺言による死亡共済金受取人変更の効力及びこれと相続との関係(2019年7・8月)
- ○自賠法16条1項の請求にかかわる労災保険求償との優先関係および履行期(2019年6月)
- ○暴力団排除条項に基づく保険契約の重大事由解除(2019年4月)
- ○保険法22条に基づく先取特権の成立の準拠法(2019年2月)
- \*過去掲載の「保険法・判例研究」は、日本共済協会ホームページに掲載されています。 (https://www.jcia.or.jp/publication/monthly/law.html)